

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和3年度第2回）会議録

日時：令和3年9月14日（火）午後6時～午後7時30分

場所：オンライン会議で実施（事務局、事業者、傍聴者：特別会議室）

出席者

委員：山中会長、近藤副会長、井ノ口委員、乾委員、桑野委員、武田委員、
塚本委員、原委員、張野委員、松井委員、宮崎委員（途中参加）、吉田委員

事務局：道澤次長、小山参事、水谷主査、永井主査

連絡調整会議：環境保全指導課 西川参事、都市計画室 渡辺参事、
総務交通室 石本参事、公園みどり室 小原参事、姫井主査

事業者：＜（仮称）吹田市藤白台5丁目計画＞

株式会社日本エスコン開発事業本部 大阪開発事業部 大阪開発1部 中田部長、
商業開発部 商業開発1グループ 木下マネージャー、大阪建築企画部 大阪
建築企画グループ 佐々木チーフ

株式会社IAO竹田設計 大阪第一事務所 内藤次長

株式会社近畿日本コンサルタント 宇野氏

株式会社KANSOテクノス 環境部 田中部長、環境アセスグループ 小西
マネージャー

傍聴者：1名

内容：1 開会

- 2 [審議事項]（仮称）吹田市藤白台5丁目計画
 - （1）環境まちづくり影響評価条例の手續進捗状況について
 - （2）住民からの意見書等の提出状況について
 - （3）環境影響評価書案への意見と見解について
- 3 [報告事項]（仮称）吹田市円山町開発事業
 - （1）事後調査年次状況報告書について
- 4 [報告事項]（仮称）SVH千里丘新築工事
 - （1）事後調査年次状況報告書について
- 5 [報告事項]（仮称）吹田千里丘計画
 - （1）事後監視年次状況報告書について

事務局（小山参事）

本日はご多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いいたします。

なお、本日の審査会は、委員の皆様にはリモートで御出席をお願いしております。どうぞよろしくをお願いいたします。こちら特別会議室で、複数のパソコンが動いておりますので、途中、もしハウリングがございましたら、適宜マイクをオフにいたしますので、そういった作業が入るかもしれませんが、御承知おきください。

それでは審査会に入ります前に、本日の審査会委員の御出席状況でございます。委員の方々15名のうち、11名の委員の方の御出席をいただいております。したがって、審査会開催の成立要件を満たしていることを御報告いたします。

なお、今回は防災・安全についての審査がございませんので、前回の審査会で臨時委員に委嘱をお願いしました越山先生には出席をお願いしておりません。

また、委員の皆様には、議事次第及び資料をメールと郵送で事前に送付しております。もし、資料に何か不足や不具合がございましたら、随時お知らせください。適宜、Zoomの画面共有機能を使って、話題となっている資料についてはお示しいたします。

それでは、ここからの進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の傍聴希望につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

事務局（小山参事）

本日、1名の方、傍聴希望がございます。本審査会の傍聴規程に基づき、1名の方入室していただきますので、よろしくお願いいたします。

（傍聴者入室）

<（仮称）吹田市藤白台5丁目計画>

会長

それでは、次第の方をご覧ください。次第に沿って進めてまいりたいと思います。次第2でございますけれども、審議事項（仮称）吹田市藤白台5丁目計画について、事務局と事業者から御説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

最初に、本事業の経緯及び本日の流れを御説明いたします。資料1-1を御参照ください。

本事業は、今年6月に事業者である株式会社日本エスコンから環境影響評価書案が提出されました。前回7月7日の審査会で諮問、第1回審査をお願いいたしました。本日は第2回の審査ということになります。前回、事業者から評価書案について説明があり、それにつきましては委員の皆様から、審査会後にも多くの御意見をいただいております。吹田市役所内から出ました意見と併せて、事業者に伝え、事業者は御意見への見解をまとめております。

また、それとは別に、市民からの御意見を聴くために、6月26日に事業者との意見交換会を実施し、併せて意見書、質問書の募集をいたしました。意見交換会の内容につきましては、前回7月7日の審査会で、御報告をしております。資料1-2をご覧ください。前回の審査会では、意見書、質問書の提出は、その時点では0件とお伝えしましたが、その後、7月26日の締切までに意見書が4通、質問書が1通提出されました。これらは7月30日に

事業者の方へ写しを送付しております。内容につきましては、この後、事業者から見解等と併せて説明がございます。

本日は、主にそれらについての事業者の説明を受けて、御審議をお願いいたします。その後、さらに審議が必要と感じられた点などがございましたら、後日文書にて御意見・御質問を募集いたしますので、その際に御提出いただければと思います。各委員から御提出いただいた御意見等については、事業者から回答を得て、次回の審査会の審議資料とさせていただきます。そして次回の審査会以降に事務局にて審査会意見（案）を作成する予定としております。

意見（案）は、審査会での審議を経て、審査会意見として答申いただき、それをもとに作成した市長意見書を事業者に示し、万全の環境配慮をしていただくよう、手続を進める予定としております。

会長

それでは、事業者の方から御説明お願いできるでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

お手元の資料1-3(1)、(2)、それから別紙資料について説明をさせていただきます。

まず、資料1-3(1)評価書案に対する審査会委員等からの意見に対して回答させていただきます。

番号1、ガソリン自動車の利用減少への工夫についてですが、集合住宅の駐車場では充電施設設置区画を導入するとともに、EV車に対して駐車場料金を引き下げるなど、EV車両導入を促進します。また、電動アシスト付き自転車のシェアサイクルの導入も検討しております。

番号2、戸建て住宅へのCO₂削減対策についてですが、戸建て住宅のうち、10戸はZEH仕様の設計とし、それ以外の戸建て住戸につきましてもエネルギー効率の良い機器や家庭用燃料電池「エネファーム」を導入するなど環境配慮について取り組みます。

番号3、事業計画地内でのエリアとしてのエネルギーマネジメントの検討についてですが、事業計画地内は事業主体の異なる施設が入るため、全体としてのエネルギーマネジメントは難しいと考えております。しかし集合住宅では、一括受電と太陽光発電を用いたエネルギーマネジメントを検討してまいります。

番号4、温室効果ガスの予測についてですが、番号4別紙に施設ごとの対象設備機器とCO₂削減量の計算について、お示ししております。

番号5、機器導入以外での温室効果ガス削減など総合的な温室効果ガス削減の枠組みについてですが、事業計画地内の用途及び建物構造は様々でして、現時点で未確定要素が多いため、事業者が設置する標準的な機器での想定としております。今後、詳細設計を行う過程において温室効果ガス削減にも配慮した建物素材などの利用を検討してまいります。

また、供用後のエネルギー消費量や温室効果ガス削減の検証につきましては、各戸における消費量データの収集・公開などは困難であると考えておりますが、エネルギーを「見える化」することによる省エネ意識の啓蒙や、EVカーに対する優遇措置（駐車料金の割引）やEVカーのカーシェアリングなど温室効果ガス削減対策を実施してまいります。

番号6、ヒートアイランドの気象条件等についてですが、アメダス枚方と豊中では事業計画地に近いのは豊中になりますが、豊中観測所は大阪国際空港（伊丹空港）に位置しており、事業計画地とは異なり周辺は開けた地形環境となっております。そのため、事業計画地の環境に近い枚方のデータを使用することとしました。日射量につきましては、大阪観測所の全天日射量データを用いております。また今回のヒートアイランド解析におきましては、標準的な状況ではなく、最高気温の出現状況でのシミュレーションを行っております。

番号7、シミュレーションの結果と評価についてですが、今回のシミュレーションにおきましては、全ての建物をRC造での設定としております。今回のシミュレーションは、解析領域内の長波輻射は考慮しておりますので、建物壁面と地表面の輻射熱のやり取りも温度評価に含まれております。短波輻射につきましても法線面直達日射量と反射率（アルベド）で考慮しております。なお、地表面素材や緑化による対策前後の地上1.5mでのMRTにつきましては、別紙に示すとおりとなっております。

建物をモデル化するにあたっては、壁面部の凹凸や庇（ひさし）などは考慮していません。今後、詳細設計を行うにあたっては、いただいた御意見内容を考慮して設計することとしてまいります。

番号8と9、人工排熱の削減の対策についてですが、御指摘いただきましたとおり、太陽光発電及び地表面温度低下対策につきましては、直接的な人工排熱削減にはつながらないため、修正削除いたします。

なお、断熱性能の向上につきましては、空調機器の稼働量の削減となり、人工排熱の低減対策に該当すると考えております。

番号10、事業計画地に隣接する北千里高校への影響についてですが、北千里高校への集合住宅Aの日影の影響につきましては、評価書案の12-14-7、8頁の時刻別日影図、評価書案12-14-12頁の等時間日影図に示しておりますが、高校への影響はほぼないと予測しております。また、北千里高校との協議はすでに開始しており、7/9に北千里高校を訪問し、協議を行っております。今後も、プライバシー、供用後の騒音も含め、北千里高校と協議を継続してまいります。なお、北千里高校の屋上プールに対する対策につきましては、プール側に対策を実施することで高校側と協議をしております。今後、事業計画の詳細設計後に具体的な対策内容について協議を進めていくことになっていきます。

番号11、騒音の調査結果において「虫の声」で騒音レベルが高くなったことについてですが、騒音調査時には、録音も併せて行っており、実測音源を再確認した上で、騒音レベルが高くなったのは、「虫の声」によるものと判断しております。

番号12、工事中の騒音予測結果が最大で79デシベルとなっているがこれは大きな値ではないか、という御意見についてですが、予測結果は、最大79デシベルで特定建設作業に係る騒音の規制基準85デシベルを下回っております。

なお、予測上は工事最盛期における建設機械が全て同時に稼働するという最も影響の大きい場合を想定しております。工事の実施にあたっては、低騒音型の建設機械の使用に努めるとともに、同時稼働の回避に努め、騒音による周辺環境への影響を軽減する計画としております。

番号13、評価書案の図12-6-5に単位がないことにつきましては、「単位：デシベル」を追記させていただきます。

番号14、保育所の園庭、プールの位置と保育所からの音の影響についてですが、保育所の園庭につきましては、別紙のとおりとなっております。なお、プールの設置計画はありません。保育所から発生する音につきましては、建物周囲に集合住宅及び自走式駐車場が存在することから、周辺の住宅や高校に影響することはないと考えております。

番号16、店舗駐車場からの夜間の騒音についてですが、店舗の駐車場での駐車以外での利用による騒音が生じないように、運営会社及び入居テナントと協議いたします。

番号17、工事中の北千里高校に対する騒音についてですが、北千里高校教室内への工事中騒音の追加予測結果は別紙の1頁表2に示すとおりとなっております。工事時間中全ての建設機械が稼働する最大時で教室内の騒音レベルは、窓が開いた状態で70.5デシベル、窓が閉まった状態で53.5デシベルとなっております。しかし、稼働時間と稼働台数を考慮した場合、窓が開いた状態で63.7デシベル、窓が閉まった状態で46.7デシベルと予測されております。

なお、北千里高校校舎の事業計画地側につきましては、特別教室などが配置されており、特別教室と廊下を挟んだ反対側に普通教室が配置されていることから、普通教室におきましては、予測結果より騒音レベルは下がると考えております。

工事の実施にあたりましては、高校と十分協議を行い、影響を最小限にとどめるよう、工事の時期や時間帯の調整に努めてまいります。

番号18と19、周辺地域における希少植物などについてですが、御意見をいただいた植物の生育地につきましては、事業計画地外であり保護柵などの設置を事業者が行うことは難しいと考えております。なお、御意見につきましては、吹田市と情報共有してまいります。

番号20、植栽樹種の選定について近隣地域の種を用いることについてですが、植栽する樹木につきましては、出来る限り近隣地域産のものを選定するよう努めます。

番号21と22、計画建物の1次外壁と2次外壁についてですが、視覚的な分節化を目的に、メリハリのある色彩を採用していますが、1次外壁のN8.5は、建物のマリオン及び妻壁にのみ使用しており、使用面積が限られておりますので、建物が強調されることはないと考えています。また、無彩色につきましては、Y系の色彩に変更いたします。

評価書案の景観予測の結果、緑地の連続性を分断、北摂山系の山並みへの影響があるという御意見につきましては、集合住宅の分棟や高さの変化や視覚的な効果により、出来る限り配慮させていただいております。

番号23、敷地断面図につきましては、別紙をご覧ください。千里けやき通りから千里緑地までの断面図となっております。

番号24、景観予測地点についてですが、別紙をご覧ください。事業計画地南側の北千里駅周辺には、マンション等の建物が多く、事業計画地側に視界が開ける場所はほとんどありません。

また、北千里駅から事業計画地に向かう歩道沿いや青山台3丁目、4丁目の住宅地沿いには、高木の植栽が多く、事業計画地方向への視界は遮られております。なお、事業計画地前の千里けやき通り歩道からの事業完成後の状況につきましても、別紙に示しております。

番号25、重点地区の指定協議につきましては、引き続き協議を継続してまいります。

番号26につきましては、吹田市屋外広告条例に基づく許可が必要であることを追記させていただきます。

番号27、夜間照明についてですが、屋外広告物を含む夜間照明について、関係各課との協議を行ってまいります。

番号28、埋蔵文化財につきましては、工事等の実施により遺構・遺物等が発見された場合は、現状を変更することなく、ただちに、文化財保護課に連絡し、指示を受けます。

番号29、文化遺産に関する修正につきましては、御指摘の内容について、訂正いたします。

番号30、事業計画地の土砂災害警戒区域等への対策につきましては、土砂災害警戒区域において対策工事を実施し、指定解除を行います。対策工事は、「土砂災害防止法に基づく特定開発行為許可技術基準」に準拠して設計しており、対策内容について、大阪府との協議は完了しております。

番号31、32、集会所についてですが、評価書案図3-5⑨でお示した集会所は、事業計画地の戸建て住宅を対象としたものです。集合住宅につきましては、共用棟内に220㎡の集会所を計画しております。

番号33、北千里高校の屋上プールに対する対策につきましては、プール側に対策を実施することで高校側と協議しています。計画の詳細設計が進んだ段階で具体的な対策について協議を実施することとしております。今後も北千里高校と協議を継続し、具体的な対策内容を決めてまいります。

番号34、けやき通り信号交差点での右折レーン設置についてですが、右折レーンの設置につきましては、関係機関と別途協議を継続してまいります。なお、現時点では右折レーンの必要性はなく、供用後の状況により検討すると警察から回答をいただいております。

番号35、けやき通りの歩道拡幅、下水道敷利用についてですが、下水道敷につきましては、緑化や一部利用及び歩道拡幅について、関係課と別途協議を継続してまいります。

番号36、バリカーの管理等についてですが、バリカーの設置（形状など）及び管理につきましては、行政、住民、事業者の三者にて協議を行い、実施していく計画としております。なお、バリカーの管理は行政（総務交通室、消防署等）にて行う予定としております。

番号37、事業計画地内の道路の安全についてですが、歩道と車道の境界部設えにつきましては、吹田市の安全対策の基準に合わせて実施する計画です。

番号38、児童の通学時の安全につきましては、周辺地域の児童が通学する千里けやき通りへの接続部につきましては見通しを良くし、児童が安全に通行できるよう配慮いたします。

番号39、藤白台1号線に接続する道路構造の詳細については、関係室課、交通管理者及び周辺住民としっかり協議してまいります。

番号40、集合住宅前面道路への出入口につきましては、地域住民からの要望及び事業計画地内でのスムーズな車両交通流のため、現在3カ所で計画しております。集合住宅Bの建物部からの1カ所は出庫専用とするとともに、見通しを良くするなど歩行者への安全配慮を実施します。

番号41、阪急北千里駅への歩道における安全対策につきましては、歩行者、自転車の安全確保のため、事業計画地沿いの千里けやき通り歩道の拡幅（下水道敷の利用）について、関係室課に働きかけてまいります。また、集合住宅等においては、供用後に自転車安全運転についてのイベントなどを開催し、自転車運転マナーの向上に努める計画です。

番号42、敷地内道路の幅についてですが、事業計画地内の車路は5.7m～6mであり、十分すれ違えるものとしております。

番号43、戸建て住宅の1戸当たりの敷地についてですが、戸建て住宅の敷地は、150㎡以上で計画しております。庭などのスペースや配置につきましては、評価書案3-21頁に示すとおり配置する計画です。

番号44、工事中濁水についてですが、評価書案10-1頁、工事中の排水等の対策として、工事中の濁水は、仮設沈砂池、ノッチタンク等を経由して表層水のみ公共下水道に放流することとしております。表層水が濁水とならないよう、「防災調整池等技術基準（案）」に基づき、開発用地に対して必要な容量の沈砂池、ノッチタンク等を設置し、表層水を雨水幹線に放流する計画としております。

なお、仮設沈砂池から発生する濁水のSS濃度について、既存資料データ（「（仮称）エキスポランド跡地複合施設開発事業 環境影響評価書」、「（仮称）SVH千里丘新築工事 環境影響評価書」）を参考に「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省）による数値計算を行ったところ、現在計画する3カ所の沈砂池から排出する濁水のSS濃度は、8.9～16.5mg/Lであり、吹田市第3次環境基本計画に基づいた環境目標値（SS濃度（浮遊物質）：50mg/L）を下回っております。

番号45、土壌汚染対策工事後の地盤についてですが、事業計画地66,121.49㎡のうち、形質変更時要届出区域に指定された1,500㎡（計15区画：10×10m/区画）において汚染土壌除去を実施しました。

なお、埋め戻しには改良土を用い、掘削時に地下水位が確認される可能性があった区域については、掘削完了時（埋め戻し前）に地下水の湧出がないことを確認し、埋め戻し後はしっかりと踏み固めを行っております。

番号46、土壌汚染に係る調査と対策についてですが、事業計画地において、実施した土壌汚染調査の結果は、別紙の表に示すとおりとなっております。汚染物質は、ふっ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、砒素及びその化合物であり、土壌汚染の深度は被覆部直下より0.6m～4.5mで、また、土壌溶出超過物質による地下水基準超過はないことが確認されております。これらの調査結果報告書を令和2年10月14日付けで吹田市に提出し、令和2年11月12日に事業計画地の一部が形質変更時要届出区域として指定されました。

その後、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、関係部局と協議を行い、別紙に示す範囲において汚染土壌除去を実施し、結果報告を行い、令和3年8月17日に形質変更時要届出区域の指定は解除されています。

続きまして、資料1-3(2)について、御説明させていただきます。こちらは、藤白台5丁目計画評価書案に対する住民意見・質問への事業者見解となっております。同様の意見につきましては、説明を省かせていただきます。

受付番号1、事業計画地内道路と藤白台1号線の接続部へのバリカー設置に反対するという御意見をいただいております。これにつきましては、藤白台連合自治会、藤白台5丁目自治会様より要望をいただき、設置にむけて協議しております。

受付番号2-1、千里緑地の山道への出入口を事業計画地に設置して欲しいという御意見につきましては、関係課と今後協議をいたします。

受付番号2-2、バリカー設置の有無にかかわらず、藤白台1号線を拡張してもらいたい、につきましては、バリカーを設置した場合、藤白台1号線の通行車両には現状との変更はなく、本事業の実施により歩行者の出入りが想定されることから、事業計画地に藤白台1号線の歩道を設置する計画としております。

受付番号2-3、藤白台1号線沿いの塀設置につきましては、出入口以外はフェンス等で区切るとともに、歩道を設置し、フェンスや塀の設えにつきましては、仕様が決まり次第、近隣の皆様と協議させていただきます。

受付番号2-4、マンション駐車場の稼働率につきましては、事業計画地からの車両台数を掲載した評価書案資料編のページを示すとともに、集合住宅からの時間帯別出入り台数表を示しております。

受付番号3-1、既存ブロック塀の撤去につきましては、9月10日から撤去工事を開始し、9月末までに万能塀に変更する計画としております。

受付番号3-4、交通混雑の調査につきましては、現状の混雑状況が反映されていないという御意見で、これにつきましては意見交換会においても、特に土曜日に混雑があり、それが予測に反映されていないという御意見がありました。3-4別紙をご覧ください。

評価書案では、平日と休日で予測を行っており、同様の手法にて供用後の土曜日の予測を行いました。評価書案12-19-2に各交差点の位置が掲載されておりますので、併せてご覧ください。各交差点の供用後交通量は図1～5に示すとおりとなっております。供用後の交通量での解析につきましては、9頁以降に示しております。

施設供用後の土曜日の各交差点の施設関連車両の増加がある車線での混雑度は、11頁に示しております交差点3の車線Dの混雑度が0.968となっております。ピーク時間に混雑する可能性があるが、何時間も混雑が連続する可能性は非常に小さいとされる混雑度1.0～1.25に近い値となっております。そのため、ピーク時など一時的に混雑が生じる可能性があります。それ以外の施設関連車両の増加がある車線での混雑度を含めて、いずれも混雑度1.0未満となっており、道路は混雑することなく、円滑に走行でき、渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどないという予測となっております。一方、交差点需要率をみると全て0.9を下回っており、交通処理上問題ないと予測されています。

なお、事業計画地におきましては、カーシェアリングやシェアサイクルの導入により車両利用の削減に努め、供用後の周辺交通への影響を軽減する計画となっております。また、必要に応じて、信号現示調整など、警察協議を行ってまいります。

会長

それでは、事業者からの説明について、御意見、御質問をお受けする時間としたいと思います。いかがでしょうか。

わかりにくい部分もありましたので、もう一度説明してもらいたいですとか、そういったことがあっても良いのかなと個人的には思います。いかがでしょうか。

私からよろしいですか。

17番ですが、資料をいただいたのが昨日なので、委員の先生方も十分みる時間もなくて、資料共有もできてなかったのが、口頭だけでおっしゃっていて、回答がわからないんですが、どういう回答ですか。資料はいただいています、資料はあくまで資料なので、回答ではないです。

株式会社KANSOテクノス

予測結果としては、先ほど説明させていただいたとおり、稼働率を下げることによって、窓を閉めた状態で46.7デシベルまで対応が可能だという結果がでておりまして、これにつきましては、こういう形で工事を実施していきたい。ただ、高校側と十分協議をしたうえで対応していきたいということが、回答になっています。

会長

ということは、現況騒音レベルとか、色々書かれていますが、そういうことではなくて室内騒音レベルの窓閉めの状態ですね、ここだけを見れば良いということでもよろしいんですね。

株式会社KANSOテクノス

御意見では、窓を開けた状態で55デシベル、窓を閉めた状態で50デシベルを守った方が良いという御意見をいただいているのですけれども、あれだけ近距離ということもありまして、窓を開けた状態で55デシベルというのは、ちょっと対応が難しいという結果になっています。窓を閉めた状態では、50デシベルを下回れると。それに加えて、さきほど口頭で御説明させていただきましたが、北千里高校の通常使われている普通学級のクラスにつきましては、教室が事業計画地側ではなく、廊下を挟んだ反対側に位置しておりまして、通常使われる教室から考えると窓を開けた状態でも、もう少し低い値になるだろうということが予測されております。ただ、事業計画地側の特別教室も使われますので、高校とよく相談していこうと考えております。

会長

特別教室の予測結果だということですね。

株式会社KANSOテクノス

そういうことになります。

会長

100%稼働ですと、50を超える訳ですが、その場合はどうされるんですか。20%稼働にするという理解でよろしいですか。

株式会社KANSOテクノス

100%というのは、工事開始時間8時から終了時間まで、昼休みを除いた8時間、絶え間なく全ての建設機械が同時稼働するということを想定しています。なおかつ、今回の日当たりの台数想定の際には、工事を実施する月の工種、今回は3つくらいあるのですけれども、この工種が3つ全部重なることを想定しておりますので、もともとの工事台数の想定が少し安全側になっております。ですので、この100%稼働というのは、ありえないというのは言い過ぎですが、かなり大きめの安全側になっております。おそらく、このケースBのすべてではなく、それぞれの機械が5時間程度動くというのが通常状態になると思います。

その上で全ての工種が重なるということを加味しますと、ケースCに近い値になってくるのではないかなという想定をしております。

会長

実際には、高校側と十分な協議をしていただくということですね。

株式会社KANSOテクノス

はい、特に試験期間ですとか、そういったところには十分配慮していきたいと考えております。

会長

あと一つ質問なんですけど、予測の中で、前提条件で3mの塀と書かれていたと思うんですが、これは現状の塀と同じですか。

株式会社KANSOテクノス

現在、解体工事实施中ですので、現状と同じ状態です。解体工事前の状況ですと、塀ではなくフェンスになっていました。

会長

現在は、先行して塀ができているという理解で良いですか。

株式会社KANSOテクノス

現状は解体工事が実施されていますので、塀が設置されています。

会長

解体工事後は、その塀はどうなるのでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

解体工事後につきましても、一旦間は空きますが、今回の事業の建設工事が行われる際には、必ず万能塀を設置することにしております。

会長

万能塀というのは恒久的なものではなくて、一過性のある工事用の防音壁ということですか。

株式会社KANSOテクノス

万能塀は、工事現場の周りがある3 m高さの白い塀です。工事完了後は、撤去されます。

会長

わかりました。

株式会社KANSOテクノス

どういものかというのは、違う資料になりますが、意見24の別紙の最終頁、千里けやき通りからの眺望を撮影しているもので、けやき通り沿いにある白い塀です。

会長

これですね。はい、わかりました。これで3 mあるんですね。

株式会社KANSOテクノス

はい、これを計画しています。

会長

はい、わかりました。他にいかがでしょうか。

A委員

今、北千里高校のお話がでましたので、それについてももう少しお尋ねしたいんですけども、よろしいでしょうか。

プールについては、これから協議されるということですが、音だけじゃなくて視覚についても、どういう配置になっているのかよくわからないんですけども、お互いに見えないようにするというのも、聞こえないと同時に、それも考慮していただきたいと思います。

それから、北千里高校のサークル活動ですね。吹奏楽などの練習をよく外でされることがあるんですね。そういうこともないように、それも注意していただきたいと思います。かなり大きな音が遠くまで届きますので。

株式会社日本エスコン

北千里高校とは、この点、クラブ活動時の音などにつきましても協議しておりまして、販売時には重要説明事項に吹奏楽等の音が北千里高校から出るのでありますが、それについては御理解の上、御購入いただくのと、それに対して苦情を言わないという形での販売をしております。

A委員

わかりました。それからもう一つ、別の話ですけれども、今御説明頂きました資料の2番目、建売住宅でエネファームを導入すると書いてありますが、エネファームとかエコキュートとか、この頃、これらが騒音問題、特に低周波音についても問題になっているケースが多々ありますので、これらはちょっと考え直していただければと思います。

株式会社KANSOテクノス

エネファーム等につきましては、出来る限りのCO₂の削減に向けての設備として計画しておりますので、今後詳細検討させていただきたいと思います。

A委員

エネファームとかエコキュートとか、そういったものは、本当にどれくらい出ているのかわからないのですが、低周波音についていろんなところで問題が出てきております。その辺を注意して導入計画を考えていただければと思います。

株式会社KANSOテクノス

はい、わかりました。

会長

他にいかがでしょうか。

B委員

一つは植物の件で。質問に回答いただいているのですが、まあ事業者の範囲ではないと思うんですけれども、やはりそこで人が増えると立ち入る人が増えてくると思うんで、それをぜひ吹田市として検討していただきたいと思います。それと、北側の緑地についても人が増えると、あそこはあまり良い道ではないので、人が増えるとかかなり荒れてくると思うんですよね。そのあたりも検討しておいていただきたいと思います。

それからもう一つは交通の件で。41番ですが、人の往来ですね、特に自転車が増えると思うんですよね。対策として供用後に自転車安全運転などのイベントなどを開催し、自転車運転マナーの向上に努める計画ですとありますが、それだけで十分対応できるんでしょうか。かなり徹底してやっていただかないと、高校生とか子ども、特に子どもなんかは、危ないような感じがするんですけど。そこは徹底して安全に配慮してもらいたいと思います。

それから質問はしていなかったんですが、学区の問題なんですけれども、今、吹田市で35人学級にするということになっているんですが、ここで人口が急に増えた場合、それはどういうふうになるんでしょうか。今は、学区は青山台ですか。

株式会社KANSOテクノス

今、教育委員会との協議は、まだそんなには進んでいないのですが、藤白台小学校が少し生徒の人数が多くなっていると。満杯ではないのですが、多くなっていて、それに対して事業者としては、戸建てと集合住宅の供給を一気に開始することなく、段階的な供給開

始とすることで、状況を見ながら進めていくということで、吹田市と調整しているところ
です。

B委員

特に集合住宅については、いっぺんに人が入るような気がするので、そのあたりを十分
対策を立てていただきたいと思います。

会長

はい、ありがとうございます。いくつか御質問いただいておりますが、今の段階でお答
えできる範囲で、事業者からなにかコメントがあればお願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

質問いただいている分ですか。

会長

質問というか、コメントでいただいていた緑地の件ですね。

株式会社KANSOテクノス

B委員が御心配されていた千里けやき通りの反対側の法面につきましては、現場を見て
まいりました。一部はフェンスで囲まれて、人が入れないようになっていますが、反対側
は人が入れるようになっています。そこに人が立ち入るかどうかはわかりませんが、子
どもが増えると入ることも考えられます。ここにつきましては、どこの所有なのかという
こと。また、千里緑地につきましても、人通りが増えると立ち入る人が増えることは十分
考えられます。千里緑地の方を通行される方もおられると思いますので。これにつきま
しては、現時点で事業者としてこういうふうに対策しますということは申し上げられませ
んので、行政と相談して何か方法があれば対応させていただいて、少なくとも情報共有を
して先生方が心配されていることを伝えさせていただきたいと思います。

それから、自転車の件ですが、こちらの対策についても、歩道内を区切って自転車専用
にするなどは事業者ではできませんので、事業計画地の中では、子どもたちも含めて自
転車マナーについて啓蒙できる場を作っていきたいと考えております。

B委員

自転車、一方方向であればいいんですが、逆方向に走るのそこが問題なのではない
かと思うんですけど。高校生が通学する時間帯と出勤する時間帯が別々であれば、そん
なに問題はないと思いますが、重なった場合にちょっと危ないんじゃないかと思うん
ですけど。

株式会社KANSOテクノス

確かに自転車の事故は散発しています。

B委員

そこを十分対策を立てていただければいいかなと思います。

株式会社KANSOテクノス

はい、そこは事業者のできる範囲で。

あと、現時点で事業者のできる手立てとしましては、事業計画地に接している下水道敷沿いの歩道が狭くなっています。北千里高校前までの歩道は広くなっておりますので、そのあたりも踏まえて、下水道敷の一部利用なり、歩行者が立ち入れるような形態にさせてもらいたいということを、下水道部と協議させていただきたいと考えています。

B委員

はい。

会長

よろしいですか。

C委員

一つ質問させていただきたいのですが。この資料1-3(1)意見46別紙についてです、ここでは基準を超過したものを書いているということですが、この意味としては、とりあえず第二種の特定有害物質というものにターゲットを絞ってその中で検出されたもの、基準値をオーバーしたものを書いているという理解でよろしいでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

はい、これにつきましては、深度調査を行う前に表層調査を実施しておりまして、その中で出てきたのが、この3物質。これについて深度調査を実施したということになります。

C委員

はい、それでしたら基準をオーバーしたということでしょうけど、これはあくまでも溶出量試験の結果ですね。重金属に関しては、含有量の基準値が設けられています。その含有量基準については、どうだったのでしょうか。そこをお伺いしたいです。

株式会社KANSOテクノス

今日持ってきている資料では、溶出量調査の結果しかありませんので、含有量の結果につきましては、また別途報告させていただきたいと思います。

C委員

それは、試験はしているということですね。データとしてあると思ってよいですか。

株式会社KANSOテクノス

今、詳細資料が手元にないので、明確には答えられないのですが、吹田市とちゃんと協議をして調査内容を決めていますので、含有量についても基本的に調査はしていると思います。その超過という結果が上がってきてないので、超過していないと思いますが、詳細はまた確認して回答させていただくということになります。

C委員

もう一点、できましたらどういう経緯で形質変更時要届出区域を解除されたのかという点についても教えていただければありがたいです。

株式会社KANSOテクノス

はい、それも回答させていただきますが、基本的には汚染土壌を全て撤去して安全な汚染のない土に入れ替えて、その状況を確認していただいて解除するということになっています。

C委員

はい、わかりました。

会長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

D委員

確認させていただきたいんですけども。まず7番のヒートアイランドに関する質問をさせていただいたんですが、これ建物全部RCってことは、住宅もそうだし、駐車場の建物とかも含めて、全部RCということでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

シミュレーションを行ったときには、全てRCでさせていただきます。

D委員

なるほど。例えばMRTで評価ってことに今回なったと思うのですが、RCにすると温度が下がることになるので、MRT的にはとても有利なというか、評価という意味では危険な気がするんですが。実際はどうなのでしょう。住宅の画をみると、これは一般的なプレハブ住宅的なイメージですけども、この辺が温度が上がったりするような危険というのはお考えにならなかったんですかね。

株式会社KANSOテクノス

危険というより、詳細に決まっていなかったもので、それもあって、MRTの解析はさせていただきましたけれども、実際、評価書案では地上面の温度での評価とさせていただきます。

D委員

それは、一緒だと思うんですけども。

それともう一つ、対象日が最高気温が出たとき、しかも枚方だっていう話なんですけれども、東の風が吹いた日だということで、これって夏ですか。太陽高度が高い日ですか。

株式会社KANSOテクノス

7～9月の間だったと思うのですが。標準的な状況というより、最高気温を記録した、本当に暑くなる状況で、今回させていただいています。

D委員

それは理解できました。と、言いますのも、駐車場が二つあって、集合住宅の北のところに。一つは表面温度が上がっているのに、もう一つはあまり上がっていないというのは、影になってしまっているのかなと思って。これって太陽高度はどうだったんだろうかとお尋ねしました。

あともう一つ。これ、たぶん相当気を使ってらっしゃる事項で、36番のバリカーの件ですけれども、交通安全。これ、確認だけさせてください。バリカーの設置・管理については、これから協議を行う、まだ協議は行っていない、これから計画ですという、まだこれからってということですか。まだ、実際にはこういうふうにしようという、そういう行政との調整はまだ始まっていない段階なんですか。

株式会社日本エスコン

その件につきましては、協議は始まっております。道路課とも協議をしまして、警察、並びに消防、緊急時に来られる消防についても協議をしております。

D委員

わかりました。協議は始まっているということですね。

株式会社日本エスコン

近隣住民の方にも、バリカー設置についての御意見をくださいということで、こういうふうにしますという御説明をさせていただいて、近隣住民の方、5丁目自治会になるのですが、同意をいただいて、覚書を結んでいこうというところです。それをもって、吹田市と継続協議をさせていただいて、バリカー設置に向けて更に調整をかけていくという状況になっています。

D委員

わかりました。協議は始まっていて、設置の方向で進んでいるということで、理解しました。

会長

はい、他にいかがでしょうか。

では景観の話、色々と御意見もでて、今回も色の話とか、事業者の方でそれに対して御対応いただいているところですけども、それについては、なにか御意見ありませんでしょうか。

事務局（永井主査）

本日、E委員は御欠席をされているんですけども、昨日、メールをいただいておりますので、景観についていくつか御意見をいただいておりますので、ここで、私が代読で読ませていただいておりますでしょうか。

会長

はい。

事務局（永井主査）

E委員から、意見21、22について、

高明度（N8.5）の色の採用は、背景の千里緑地の調和の点、建物壁面の塗り分けの2点から指摘しているが、千里緑地との調和の点からは適切な回答になっていない。明度8.5の低減による周囲との調和について、再検討を求める。

壁面の塗り分けに関しても、分節化を目的にするのであれば、壁面の明度差を3.5も設けなくても知覚できると考えられる（アクセントとして用いているのであれば小面積であることは自明であり、以前に示された道路側からのパースを確認したうえで指摘している意見である）

無彩色からY系への変更に関しても、彩度0.5（ほぼ無彩色）だけではなく1.0など複数案の検討結果を共有したうえで結論を示して欲しい。

次に意見23について、

断面図及び資料1-3に追加されたパースによると、従前に存在した府道沿いの法面は無くなり、レベル差がなくなった結果として商業施設駐車場が歩道歩行者の視点に入ってくる（P7、8）、戸建て住宅地周辺に擁壁か塀のようなものが続くこと（P5）が認識できた。かつての緑の法面と敷地内樹木が並ぶ景観からは、変容が大きいと考える。

敷地のデザインは、地域に与える影響が大きく、丁寧なデザインを求める。

特に緑地は府道沿いの樹木の密度をあげること、境界部の処理を丁寧にすること（フェンスがあるのか、有れば色はどうなのか）、戸建て住宅の擁壁（塀？）の素材・色彩・デザインはどうなるのか。商業施設のサインは、どこにどのようなものが設置されるのかなど、地域（千里NT）の景観に調和し、さらに貢献するものとなるべきである。

という御意見をいただいております。

会長

ありがとうございます。文書でも事業者にお渡しいただいて。

事務局（永井主査）

はい。お渡しいたします。

会長

はい、言葉だけでは我々ぴんとこないこともあったりしますので。あれですね。もう少し検討してもらいたいということになりますね。

事務局（永井主査）

はい。

会長

事業者、今の御意見、いかがでしょうか。

株式会社日本エスコン

詳細な意匠につきましては、これからも景観として検討してまいりますし、やっていく予定ではあるのですが、現段階では、色を決めてというところまでは、環境アセスの段階では決められる内容ではなく、景観まちづくり条例の審査がありますので、その中で具体的に検討結果を伝えていこうと考えています。

景観の緑に関しては、見える千里緑地に対しては、建物があって見えなくなるところもありますけれども、資料につけさせていただいておりましたけれども、道路沿いに植栽を中木、高木を植栽しますので、緑の見え方としては、まったくなにもない状態ではありませんので、緑は目に入るという状況の位置を形成していく形をとろうと考えております。商業の部分につきましても、サインの位置等につきましても、今後検討していく内容になりますので、現段階ではそこまで詳細決まっておりますけれども、景観等の条例のときにも御意見をいただいて決めていきたいと思っております。

前方につきましては、全て緑で駐車場を隠してしまうと、利用状況がわからなくなってしまうので、交通面を考えますと、交通渋滞を巻き起こす可能性もありますので、まったく緑で隠してしまう計画では考えていないのですけれども、手前の下水道敷の部分の緑化につきましては、下水道部と協議をしておりますして、緑の形成につきましても、詳細を決めていく予定としております。

会長

はい。建物の方の色彩計画については、いかがですか。21番、22番あたりですかね。

株式会 I A O 竹田設計

建物の色彩の話ですが、先ほど御意見賜りましたので、そちらの意見を踏まえて、今後検討してまいりまして、アドバイザー会議に反映して協議を進めていきたいと思っております。

会長

はい。ちょっとどんなふうになるのかというのがわかるように、CGでお作りいただくかと思うので、比較的自由に色は変えられるのかな、と勝手に想像いたしまして。少し選択肢を出していただくとか。先ほど彩度の話も出ておりましたので、0.5というのを彩度を変

えたらこうなりますね、という、なにか、結果こうなりました、というのではなくて、ある程度選択肢的に出していただいてもいいかもしれないと思いました。これは、個人的な意見です。

事務局（小山参事）

E委員からの、資料の21番ですとか、昨日いただいたメールの意見に対しましては、あらためて事業者から回答をいただくということにしたいと思います。ただ、事業者の言う通り、今、ここで確実に色の設計が決まってしまうということではありませんので、やはり考え方といった形での対応を考えております。

また、引き続きアセスだけでなく景観の協議もありますので、そちらの結果もフィードバックしていきたいと考えております。

会長

はい、よろしくお願いいたします。

こういった色のことというのは、なかなか難しいこともあるかと思いますが、十分に御検討いただいた上で、最終的には、いろんなことを総合してお決めいただくことになるのかと思います。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また、冒頭の事務局の話にありましたとおり、これで最後というわけではなくて、もう1回ございますので、それまでになにかお気づきの件がありましたら、メール等で提出していただくと。それは可能ですね。

事務局（永井主査）

はい。審査会終了後に意見を募集いたしますので。その折にもよろしくお願いいたしますと思います。

会長

はい。よろしくお願いいたします。それでは、ありがとうございました。

今後の流れにつきまして、事務局から御説明していただけますでしょうか。

事務局（永井主査）

はい。今後の流れですが、審査会終了後のできるだけ早い時期に、事務局より追加の御意見等について照会させていただきますので、もし何かございましたら、その際に御提出ください。また、御欠席の委員にも同様に照会をしまして、併せて次回審査会の資料とする予定です。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、後日、意見の集約があるということでございますので、他に意見につきましてはその際にお願ひできれば、と思います。

では、続きまして、次第の3に移りたいと思います。

(事業者退出)

< 報告事項（年次状況報告書等） >

会長

それでは、続きまして次第3～5の報告事項に移ります。事後調査等の年次状況報告が3件ございますので、まず事務局から、順番に3件の御説明をお願いします。御意見、御質問については、最後にまとめて受けたいと思います。

事務局（永井主査）

では、事務局の方から資料2について御説明をいたします。こちら、吹田円山町開発事業に係る環境影響評価の年次状況報告書の令和2年度版の概要でございます。円山町開発事業に係る工事につきまして、事後調査計画書に基づいて令和2年度に行われた事業者の事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめた年次状況の報告書を先々月、委員の皆様の方にもお送りをさせていただいていると思います。それについて、本日報告をいたします。

本件は、受理しましたのが令和3年6月21日、事業者は大林新星和不動産株式会社です。こちらの開発事業につきましては、土木工事は令和元年度中に終了いたしまして、令和2年度は建築工事が行われております。完成したのもございまして、順次販売されて、一部はもうすでに入居もされておられます。

この中で、報告の概要と所見ですけれども、まず動植物、生態系につきましては、計画地内において、特定外来生物ナルトサワギクの生育が数か所確認されておりますが、適切に処分を行ったことから、著しい影響はないと考えております。本市としましては、引き続き動植物、生態系への配慮の確実な履行を求めてまいります。

環境保全措置の実施状況ですけれども、工事の実施もしくは施設の供用に当たっての環境保全措置について、令和3年3月末時点の実施状況及び実施予定を示しております。こちらにつきましては実施内容について、調査結果をもとに、その履行状況を確認しております。

次に、ZEH仕様住宅の導入による温室効果ガスの削減についてですが、本事業では、国土交通省の補助事業の採択により、304戸中、125戸を概ねZEH仕様としまして、対象エリア全体でゼロエネルギーとする計画であります。令和元年度の販売開始にあたりまして、「街づくりガイドライン」というのを作成しまして、購入者にもサステナブルな街づくりについて周知していることは、昨年度、御報告をいたしました。令和2年度末までの販売戸数が48戸。その内訳はZEH仕様43戸、NearlyZEH仕様5戸です。これは、基本仕様の住宅と比較しまして、一次エネルギー消費量で平均80.8%、温室効果ガス排出量で平均86.4%の削減ということになっております。本市は引き続き、事業者がこの「街づくりガイドライン」や補助事業等を活用することにより、供用後の省エネルギーや、温室効果ガスの削減が図られるように求めてまいります。

本市は、この事業全般につきまして、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めて市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいりたいと思っております。

続きまして、資料3の方をご覧ください。こちらは（仮称）SVH千里丘新築工事に係る、同様の令和2年度版の状況報告書の概要でございます。令和2年度に行われました（仮称）SVH千里丘新築工事について、事後調査計画書に基づいた事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめております。こちらでも数年にわたりますので、年次状況報告書を毎年度、本市に提出することになっております。受理日は令和3年6月21日。事業者は株式会社ビバホーム。昨年、環境影響評価書が提出された段階では株式会社LIXILビバという社名だったんですけれども、会社名が変わりまして、令和3年1月14日付で名称変更の届出をいただいております。

こちらにつきましても、報告の概要と所見について報告します。大気汚染につきましては、工事中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、建設機械等の種類や稼働台数、時間及び工事用車両の入出庫台数を把握することによって、排出量及び濃度を算出しております。結果としましては評価書の予測結果を下回っておりまして、著しい影響はないと考えております。本市は引き続き、排出ガス対策型の建設機械の使用など、大気汚染防止措置の確実な履行を求めておりました。

騒音・振動ですけれども、工事中の建設機械の稼働による騒音・振動の測定結果は、いずれも評価書の予測結果を下回っておりました。著しい影響はないと考えております。また、工事用車両の走行による騒音は評価書の予測結果と同程度で、振動の方はやや上昇したものの、振動規制法の限度値を十分下回っておりましたことから、著しい影響はないと考えております。本市は引き続き、騒音防止措置の確実な履行を求めてまいります。

環境保全措置の実施状況につきましても、工事の実施及び施設の供用にあたっての環境保全措置について、令和3年3月末時点の実施状況と実施予定の報告を受けております。本市は、調査結果をもとに検証しまして、その履行状況を確認しております。これにつきましては今後も、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるように、指導してまいります。

本案件につきましては、令和3年7月までに工事を完了しまして、同8月から供用が開始されております。4月から7月までの間の工事中の調査結果については、現在取りまとめ中と聞いております。供用後の調査につきましては、まだ事業者の方と検討しているところです。交通量の問題が結構ありましたので、交通量調査があるんですけども、コロナの影響がありまして、特に吹田スタジアムの試合開催日に交通量の調査をするというのが計画書に入っていたんですが、スタジアムの方が満員にできるような試合がなかなかできる目途が立たない状態です。現在調査時期を検討中ということでございます。

最後に資料4なんですけれども、こちら（仮称）吹田千里丘計画の環境影響評価、これは旧条例に基づいておりますので、題名が事後監視年次状況報告書になっておりますが、これについても令和2年度版の報告を受けております。

令和2年度に行われました吹田千里丘計画のD工区、これが最終工区になります、それと小学校の一部増設工事がありましたので、そちらの建設工事について事業者が調査しました工事中の建設機械や工事関係車両の稼働状況の結果や、環境保全措置の実施状況を取

りまとめております。こちらは市長意見によりまして、毎年提出するように事業者に指示をしております。

受理日につきましては令和3年7月30日に受け取っております。事業者は、長谷工コーポレーションを始め記載の10団体なんですけれども、そのうちのマスターズアメニティ株式会社というのが、令和3年1月21日に追加になっております。こちらは最終工区であるD工区の中で、シニア向け住宅を作るということで参入されたと聞いております。

報告の概要と所見ですけれども、建設機械の稼働状況については、使用された建設機械は全て排ガス・騒音対策型であり、令和2年4月から翌3月末までの月当たりの延べ稼働台数においては、10月が最大でありました。本市は引き続き、公害を未然に防止するため、排ガス・騒音対策型の建設機械の使用などの環境保全措置の確実な履行を求めてまいります。

工事関係車両の稼働状況つきましても同様に、月当たりの延べ台数を示すとともに、地元との取り決めによる通行時間や出入口の状況などの整備状況を示しております。本市は引き続き、計画的な運行による台数の削減や走行時間の調整について、事業者が実施することになっております環境保全措置の履行を求めてまいります。

環境保全措置全体の実施状況ですけれども、今申し上げましたような工事の実施に当たっての配慮38項目、計画建物についての様々な地球温暖化などへの対応29項目、保全緑地の保全や植生回復など16項目の環境保全措置につきましてはの実施状況も報告を受けております。本市は、その実施内容について、この報告書でもって履行状況を確認しております。

今後も、事業者に対しましては、環境保全目標の達成や基準値の厳守を求め、市民にとって良好な環境が保全されるように指導してまいります。

このミリカヒルズの建設につきましては、平成22年（2010年）の7月に着工して以来11年余りになるんですけれども、現在の事業者の計画では、令和4年、来年の7月に完全に竣工する予定ということで聞いております。

会長

ただいま3件御報告をいただいておりますけれども、いかがでしょうか。何か御質問とかございましたら、お願いいたします。

それでは皆様、先生方も、特に御意見、御質問ないようですので、今日の審査会、終了させていただきたいと思っております。

初めての完全オンラインということになりましたが、少し音声、部分的に聞こえなかったこともありましたが、無事に、うまくできたのではないのかなというふうに思っております。